

安曇野市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

安曇野市心身障害児就学指導委員会規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 11 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市心身障害児就学相談委員会規則

第 1 条中「安曇野市心身障害児就学指導委員会」を「安曇野市心身障害児就学相談委員会」に改める。

第 2 条第 1 号中「指導」を「相談」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の安曇野市心身障害児就学指導委員会規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により委嘱又は任命されている安曇野市心身障害児就学指導委員会の委員は、この規則の施行の日に、改正後の安曇野市心身障害児就学相談委員会規則（以下「新規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により安曇野市心身障害児就学相談委員会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新規則第 4 条の規定にかかわらず、同日における旧規則第 4 条の安曇野市心身障害児就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。